

身近な民法 大改正

消費者保護に重点

企業や消費者の契約ルールが民法制定以来、約120年ぶりに抜本改正される。債権関係規定(債権法)に関する改正民法が26日に成立し、2020年をめどに施行される。改正は約200項目に上り、様々な生活の場面に影響が及ぶ身近なルール変更が多い。インターネット取引の普及などの時代の変化に対応し、消費者保護に重点を置いたのが特徴だ。

ツケ時効統一

「常連客が飲み代のツケをなかなか払ってこない。1年がたち、取り立てる権利がなくなってしまう」。

「請求期間の『消滅時効』を短縮する飲み屋の店主にとって今回の改正は朗報かもしれない。ツケ払いの時効が延びるから。現在、未払い金の返還が存在する。根拠が曖昧

法定利率下げ

「交通事故によって働けなくなってしまう。損害賠償を請求するた

め、知り合いの弁護士に相談すると『改正民法の施行で法定利率が引き下

げられたから、もらえる額が多くなるよ』と言われた。こんなケースも出てきた。

今回の改正では金銭貸借などの契約を交わした当事者同士が金利を特に定めなかった場合に適用される『法定利率』を初めて引き下げる。現在は年5%の固定制だが、超低金利が続く実勢と乖離

(かいら)が生じていた。年3%に引き下げ、3年ごとに1%刻みで見直す変動制を導入する。法定利率の引き下げは、事故の被害者や遺族が受け取る保険金の増額

に影響する。事故に遭わなければ将来得られていた「逸失利益」から保険金を算出する際、法定利率で運用した場合の運用益が差し引かれるため。一方、損害保険各社にとっては支払う保険料が増える。自動車保険料の引き上げにつながる可能性がありそうだ。

連帯保証人見直し

「知人が事業に失敗し、自分が借金を背負うことになってしまった。そういえば昔『絶対大丈夫だから』と頼ま

れた。だが、大家さんが『貸した時よりも壁が汚れてしまった』と言いつつ敷金を返してくれない。こんな敷金をめぐるトラブルは絶えない。

国民生活センターへの敷金や原状回復をめぐる相談は年1万件以上に上る。今回の改正では敷金は退去時に原則として返す。ただし、壁紙の傷みや畳の擦れなど、経年劣化に伴う修繕費については、借り手が負担する必要があることも定め

た。「賃貸アパートを退去した。後から不利な内容に気づく事例が多かった。新たに定めるルールでは消費者の利益を一方的に害する条項は無効とした。企業などにとっては、契約内容が適正かどうかを再確認する必要が出てくる。一方、合理的な事情であれば約款の変更は可能だと規定した。不特定多数の消費者と個別に交渉を合意するのは難しいからだ。どの程度の変更ならば認められるかという判断基準には曖昧さがあ

り、今後の課題になりそうだ。

25道府県で県民所得増 14年度、格差は縮小 内閣府が26日発表した2014年度の県民経済計算によると、25道府県で1人当たりの県民所得が前年度を上回った。地域別では北海道・東北・近畿、中国、四国がプラス。西日本の堅調さが目立つ。ただ42都道府県で増加した13年度に比べるとプラスの都道府県数は大きく減った。

債権分野の抜本改正は120年ぶり

消滅時効

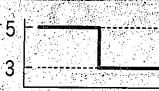
飲み代のツケは1年、弁護士報酬は2年など業種ごとにバラバラの「短期消滅時効」が存在



→原則として「権利を行使できると知ってから5年」に統一

法定利率

年5%で固定



→年3%に引き下げ、3年ごとに見直す変動制を導入

連帯保証人

中小零細企業への融資で、保証人になった親族や知人が自己破産に追い込まれる例も



→第三者が保証人になる場合は、公証人による意思確認が必要に

敷金

民法に規定なし



→敷金返還のルールを新設。通常使用による壁紙の傷みなどは、借り主に修繕費を負担する義務なし

約款

民法に規定なし



→規定を新設。消費者に一方的に不利な条項は無効に



与野党の賛成多数で改正民法が可決、成立した参院本会議(26日)

長くて細かい約款

ネット時代対応 新規則

「ネット通販で購入した商品を返品しようとしたが、規約を理由に断られた。自宅を手軽にできるインターネット取引の普及に伴い、こうしたトラブルが急増。今回の改正ではその対応策として『約款』についてのルールを新設した。

一方的な条項は無効に

約款とはネット通販のほか、電気やガスの契約など、企業が不特定多数の消費者と同一内容の取引をする場合に示す契約条件のこと。長文で細かい内容を十分に確認せずに契約してしま

敷金返還ルール

「賃貸アパートを退去した。後から不利な内容に気づく事例が多かった。新たに定めるルールでは消費者の利益を一方的に害する条項は無効とした。企業などにとっては、契約内容が適正かどうかを再確認する必要が出てくる。一方、合理的な事情であれば約款の変更は可能だと規定した。不特定多数の消費者と個別に交渉を合意するのは難しいからだ。どの程度の変更ならば認められるかという判断基準には曖昧さがあ

り、今後の課題になりそうだ。